## 文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部生活衛生課

1	補助	<u> / 金</u> (	<u>の</u> 名	吕称等	:											i	26年度調査
補	助	金	の	名	称		文京区クスリ相談事業補助金										
根	拠		規	定	等	文京区クスリ相談事業補助金交付要綱											
創	; 	設	3	年	月	平成	15	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕		11年	終了	予定年	F 月	
直	近 σ	)見	直	し年	月			年		月	経過年数 〔自動計算〕	7					
見	直	l	の	内	容					-							
					$\neg$	款			項		目		大事業		ı	中事業	実施計画事業番号
予	;	算	Ŧ	科	目	6衛生費		1保健衛	新生費	1保費	保健衛生総務	5保	健衛生事業補	甫助等	2クスリ相	談事業補助	
補	助	金	Ø	• 種	別	☑ 奨励的	的補助	л 🗆	] 施設運	営初	甫助 □ 技	助的	内補助 🗌	] 投資	的補助	□ 利子補	給
2	2 補助金の概要																
補		助		目	的	文京区薬がい知識、情	文京区薬剤師会の実施するクスリ相談事業に対し補助金を交付することにより、医薬品等に関する正しい知識、情報の提供を図る。(要綱第1条)										
補	助事	≨ 業	等	の内			(1)クスリ何でも相談事業 (2)クスリ街頭相談事業 (3)その他クスリ相談事業で、区長が必要と認めた事業 (要綱第2条)										
補	助対	象系	径 費	での内	容	事業に必要	事業に必要な物品購入費、運営経費										
					ļ	□区民		」地域,	活動団体	:	☐ NPO	(特定	定非営利活動	動団体	) 🗸 事	業者	その他
補	助	事	業	者	等	〔特定の相	手方	に補助	」している!	場合	 よは具体的に	記入					
	助 事 業 者 等 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 文京区薬剤師会(要綱第1条)																
						□ 定率	(補	助率				)	□ 定額	(補助	額		)
					ļ	□ 補助់	単価	(補助	<b></b> り単価				単位		)	☑ 規定なし	
補	助	金	Ф	算	出	〔その他の	)場合	は具体	を的に記り	入]							
竹田	D)	<u> 17</u>	U	<del>万</del>	Щ												
					ļ	〔定額又は	は補助	 単価 <i>σ</i>	)場合は:	金額	<b>頁設定の考え</b>	方を	具体的に証	[人]			
							•	•		_		••		•			
公	募	(	の	状	況												
実使	績 報 途	告書の『	· 時 / 確 『	におけ 認 方	· る 法	✓ 領収割	書(写	: <sub>し)</sub> [	契約書	ŧ	✓ 決算書	_	□ 成果物		その他	事業報告書	]
						☑ 区単独	虫		負担割	訓合	区		国	者	都	補助対象	象者
補	助・	単	独	の状	況			乗せ無り	上乗せ 内容・理	<u>t</u> の 理由							

## 3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	健康意識の高まりに伴い、薬の作用、副作用、飲み合せ等に関する情報への ニーズも高まっている。薬剤師会の実施する街頭相談は、薬に関する事項は もちろん、健康に関する疑問を気軽に問える場として、貴重なものである。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	А	区民の健康の増進を図る目的に合致する。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	薬剤師としての知識に基づき、区民等の薬に関する意識をはじめ、健康の維持、増進への意欲を高めるものであり、高度の専門性が必要であるため、事業への補助が必要である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	А	街頭相談事業の運営費補助であり、補助を行わなかった場合、事業運営全般に支障を生ずる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	С	
A T II	交付先は適正な手続きによって決定されているか	С	
	補助金の交付以外の代替策はないか	В	薬剤師資格に基づく、知識、経験により成り立つ事 業であり、代替は困難である。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	А	認められる。(昨年は、延べ376名の相談があった。)
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	А	認められる。(昨年は、延べ376名の相談があった。)
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	А	本事業の実施により、区民は、薬局を身近な存在と感じ、 薬に止まらず、健康に関する身近な相談機関として認識 するようになる。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	А	薬剤師の業務範囲での相談・アドバイスであり、状態の診断、治療を行うものではない。
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	А	一般区民を対象に、薬の、効果的な服用や、副作用を防ぐ注意点を説明し、薬に関する正しい知識を伝える等を 行っており、補助目的に合資する。
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	А	事業終了後に提出される、実施報告、歳入歳出決算書により、事業の内容、支出内容を確認しているが、適正である。

4 交付実績 (件、千円)

_4 _ 文 门 夫根								
	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)			
交	5付(見込み)件数	1	1	1	1			
	決算(予算)額	289	289	289	289			
	国庫支出金	0	0	0	0			
	都支出金	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0			
	一般財源	289	289	289	289			
	年度補助事業等の状況 交付団体名、成果等)	交付団体:文京区薬剤師会 じた。	平成26年10月26日及び1	1月15日に実施。延べ376	6名からの健康相談に応			

## 5 課題及び今後の方向性

行事のPRの工夫等、効果的な周知方法を探る。